

合灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw Website: www.tiplo.com.tw 東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所 © 2012 TIPLO, All Rights Reserved.

権利不要求に関する審査基準

2009年11月16日付経済部経授智字

第 09820031440 号令制定発布

2012年5月2日付経済部経授智字

第 10120030691 号改正公布、2012 年 7 月 1 日より施行

- 1.前書き
- 2.権利不要求の意義と適用法令
 - 2.1 権利不要求の意義
 - 2.2 権利不要求法規の適用
 - 2.2.1 権利不要求の規定
 - 2.2.2 権利不要求の効果
- 3.権利不要求すべきか否かの判断
 - 3.1 識別性を有さない文字
 - 3.1.1 説明的な文字
 - 3.1.2 通用名称
 - 3.1.3 その他の識別性を有さない文字
 - 3.1.4 文字がデザイン化されていたとき、デザイン化されていない元の文字 が商標権の範囲について疑義が生じるおそれのある場合、権利不要求 すべきである
 - 3.1.5 故意に不正確な文字を表示したとき、正確な文字が商標権の範囲について疑義が生じるおそれのある場合、権利不要求すべきである
 - 3.1.6 外国文字
 - 3.2 識別性を有さない図形
 - 3.2.1 説明的な図形
 - 3.2.2 通用標章
 - 3.2.3 その他の識別性を有さない図形



- 3.3 数字、記号及び品番等の識別性を有さない事項
- 4. その他の権利不要求を要しない状況
 - 4.1 特殊な語法による識別性を有さない文字の結合
 - 4.2 新奇で独特な商業イメージが生じる同音異義語
 - 4.3 使用による識別性取得の事項
- 5.権利不要求をしてはならない状況
 - 5.1 商標全体が識別力を有さない
 - 5.2 商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認誤信させるおそれがある事項
 - 5.3 単なる情報事項
- 6.声明形式
 - 6.1 権利不要求すべき事項が複数ある場合の声明形式
 - 6.2 特定の類別又は商品/役務の一部のみにつき権利不要求すべき場合の声 明形式
 - 6.3 商標図案の大部分が識別性を有さない場合の声明形式
 - 6.4 古字及び簡体字による中国語の声明形式
 - 6.5 外国文字の声明形式
- 7.その他の事項
 - 7.1 権利不要求の通知を受けたが期限内に応答しない場合
 - 7.2 登録商標で権利不要求していない文字が、後願の出願時に識別性を有さない文字として認められたときの処理方式
 - 7.3 権利不要求後に使用により識別性を取得した場合
 - 7.4 商標中の識別性を有する部分につき権利不要求してはならない
 - 7.5 商標権の範囲について疑義が生じるおそれのない部分は出願人が権利不 要求を声明しても、これを公告しない
 - 7.6 混同誤認のおそれについての判断は全体的に観察すべきである

1.前書き

わが国は 1991 年より権利不要求制度の採用を開始し、2000 年に権利不要求に係る審査要点を制定、同年 12 月 28 日より公布施行し、権利不要求制度の意義、適用範囲を内容として盛り込んだほか、個別案件の適用状況についても具体例を示している。2004 年に商標法が改正されたことに伴い、要点の内容が一部見直されたが、当該要点が施行されてからかなり時間が経ち、且つリスト様式により作成した内容は比較的簡単で、商標審査官は往々にして実務運用時に参考性に欠けると思うことがあったため、案件審査の参考に供するものとして権利不要求に関する審査基準を制定し、2010 年 1 月 1 日に公布施行した。2011 年の商標法改正に伴い、商標図案に含まれている識別性を有さない部分について一律権利不要求しなければならなかったところを、当該部分が商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある場合にはじめて権利不要求をしなければならないことに改正するといった権利不要求制度の変革に対応するため、本基準を修正することとする。

本基準で引用している事例はどれも実際に商標を出願し登録された案件であるが、本基準に合わせて作成したために、関連事例の指定商品/役務、権利不要求すべき部分又は声明形式が必ずしも実際の登録状況と一致しているとは限らないことを予め説明する。

2.権利不要求の意義と適用法令

2.1 権利不要求の意義

商標とは、識別性を具えた標識で、文字、図形、記号、色彩、立体的形状、 動態、ホログラム、音声等、又はそれらの結合によって構成されるものを指し、 又識別性とは、商品又は役務の関連消費者に、指示する商品又は役務の供給元 を認識させ、他人の商品又は役務と区別できるものを指す(商 $18 I \times II$)。故 に商標の機能は主に商品又は役務の出所を示し、それによって他人の商品又は 役務と区別されることになり、商標全体が識別性を有するものでさえあれば、 商標の機能を具えるものとみなす。然しながら、出願人は往々にして、販売促 進を目的に、商品又は役務に関する品質、効能、産地等の表示、又は広告スロ ーガン等の識別性を有さない事項を含んでなる商標図案の登録出願を行うの を好む傾向にある。商標全体が識別性を有していれば、登録を受けることがで きるはずであるが、商標図案に含まれている前述の事項が専用権を有するか否 かについては、商標権者とその競争同業者では異なった見解を持っている可能 性がある。商標権者が商標図案中の識別性を有さない部分を以って競争同業者 に対して権利を主張した場合、たとえ裁判所は最終的に原告側の主張を採用し なかったとしても、争議過程において競争同業者の商品は流通業者によって店 頭から撤去される可能性があり、且つ競争同業者は争議への対応及び訴訟に要

する時間、労力及び費用を負担しなければならないので、市場の公平な競争秩 序に影響を及ぼすおそれがある。

商標法の改正前は、商標図案に含まれている識別性を有さない事項について、一律に権利不要求をしなければならないとされていたが、専用権放棄制度を運用するにつれ、斯様なやり方に対して変革を求める提言が出てきた。なぜかというと、識別性を有さない部分が指定商品又は役務の業界で通常使用される商品又は役務の説明、又は通用標章/名称の可能性があるからである。例えば「新鮮・美味」をトースター、パンの商品に、「土地銀行」を銀行の役務に使用するなどである。「新鮮・美味」と「銀行」はそれぞれ指定商品と役務の説明及び通用名称であるから、識別性を有さないものに属することは明確であり、商標権の範囲が当該部分に及ばないことは疑う余地もないのに、審査時、出願人に対して権利不要求の補正を要求する必要があれば、ただ単に補正のために書簡を往来させる時間が無駄になるだけではなく、審査時効にも影響を及ぼすことになる。

権利不要求制度の目的を考えてみると、それは主に商標登録後、商標権者が取得した商標権の範囲について、その主観においての認知及び客観的に識別性を有さない事項によって権利を主張した時、競争同業者を困らせたり、又は権利不要求をしなければ、登録商標の権利範囲が不明確となり、競争相手に当該識別性を有さない事項の使用を躊躇させるような、市場の公平な競争に不利となる事態を回避するためにある。審査時効と市場の公平な競争の両方に配慮するため、今回の商標法改正では、審査の結果、商標図案のうち、識別性を有さないと認められた部分が「商標権の範囲について疑義が生じるおそれがあるもの」に該当する場合にはじめて権利不要求を声明しなければならないとした。即ち出願人は法により単独で登録できない「識別性を有さない部分」について権利不要求を声明し、全体的に識別性を有する商標が単独で登録できない部分を商標図案中に保留することができ、且つその商標が取得した権利の範囲を明確にすることができる。

2.2 権利不要求法規の適用

2.2.1 権利不要求の規定

商標図案に識別性を有さない部分を含み、なお且つ商標権の範囲について 疑義が生じるおそれがあるとき、出願人は当該部分について専用しない旨を声 明しなければならない。専用しない旨を声明しない場合は、登録することがで きない(商 29 III)。従って、商標図案に識別性を有さない部分を含み、商標権 の範囲について疑義が生じるおそれがある場合にはじめて権利不要求をしな ければならない。「識別性を有さない部分」とは、即ち「指定商品又は役務の 品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明」、「指定商品又は役 務の通用標章又は名称」及び「その他の識別性を有さないもの」等の状況を指し(商 29 I)、実務上「説明的な事項」、「通用標章/名称」と「その他の識別性を有さない事項」と呼ばれている。

商標権者にその登録商標の権利範囲を明確にさせることで、商標図案中の専用権を取得していない事項を以って、他人に対して権利を主張するような状況が生じるのを回避したり、また競争同業者に商標の使用を有効的に把握させることで、誤って他人の商標権に対して侵害行為をするのを回避するため、もし識別性を有さない部分が商標図案に含まれれば、商標権者又は競争同業者に、商標権者が当該部分について専用権を取得し他人の関連使用を排除できると誤解させる可能性があり、斯様な商標権範囲が不明確な状況は市場の公平な競争秩序に影響を与える可能性がある。故に出願人は当該識別性を有さない部分について権利不要求しなければならず、商標権の範囲を明確にしたうえではじめて登録を取得することができる。これに反して、もし商標図案に含まれている識別性を有さない事項が商標権者又は競争同業者にそれが商標図案中の専用権を有する部分であると誤認させるには至らず、権利不要求をしなくても商標権範囲が明確で支障をきたさないものであれば、「商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある」という状況に属さないので、出願人は当該部分について専用しない旨を声明しないままに登録を取得することができる。

その他、技術性及び機能性を有する創作が商標権の取得によって永久に保護され、新しい技術の創造及び市場の公平な競争秩序に影響することを防止するため、商標が「商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要なもの」に該当するときは、登録を受けることができないと規定されている(商 30 I ①)。もし商標図案中に本規定における機能性の部分を含み、商標全体は識別性を有する場合、登録を取得することができるが、出願人は依然として当該機能性の部分について専用権を取得することができないので、権利不要求を声明するか、又は破線によって当該機能性の部分が商標の一部に属さないものであると表示しなければならない。但し、この状況については「非伝統的商標に関する審査基準」で詳しく規定されており、それを参照することができるので、本審査基準ではその部分の説明は省略する。

2.2.2 権利不要求の効果

商標登録後、たとえ商標図案に権利不要求の部分が含まれているにしても、 商標権者が取得したのは指定商品又は役務に商標全体を使用する権利であり、 商標中の特定の部分を単独で使用する権利ではない。商標が消費者に誤認混同 させるか否かの判断は、商標図案を全体的に観察すべきである。商標の構成部 分は識別性の強弱の差異により、商標の混同誤認のおそれを判断する際に払わ れる注意力が異なるため、商標図案中の識別性を有さない部分は、商標権の範 囲について疑義が生じるおそれがあるとして権利不要求をしている場合も、又 は疑義のおそれがないとして権利不要求をしていない場合も、判断する際に比較的低い注意力を払い又は見落とすだけであるが、依然個別案件の具体的な状況により混同誤認のおそれの判断に影響を与える可能性があることは排除されない。

商標図案中の特定事項について権利不要求すべきか否かは、審査時に個別案件ごとに辞典、出版物及びインターネットでの検索結果等の情報を参酌し、判断するための根拠とするが、取得可能な情報は限られているため、審査の過程で、商標権の範囲について疑義が生じるおそれのある識別性を有さない事項について、出願人に権利不要求の声明を要求しないまま登録を許可する場合もある。この場合、商標権者は依然他人による当該識別性を有さない事項の使用を排除することができない。逆に、ある商標は審査時に識別性を有するものと認められたが、その後、商標権者又は第三者が市場で使用した結果、その識別性に変化が生じ、例えば商標権者が権利行使を怠ったことにより、登録商標が徐々に業界で常用される説明的な文字、通用名称として使用されるようになり、識別性を喪失する場合がある。故に権利不要求の制度は単に審査過程における商標権の争議が生じ得る状況を予防するための行政上の措置であり、登録商標が特定の事項について権利不要求するか否かは、将来当該事項が識別性を有するか否かを判断するための唯一の根拠ではない。

3.権利不要求すべきか否かの判断

商標は、何らかの識別性を有する標識であるから、登録出願に係る商標が全体的に識別性を有さない場合は、登録を受けることができず(商 18、29 I)、権利不要求の声明による登録取得も適用されない(本基準 5.1 参照)。識別性を有さない部分が商標権の範囲について疑義が生じるおそれがあるか否か、権利不要求すべきか否かの判断に関しては、文字と図形が商標図案において最もよく見られる構成要素であるので、本節では「文字」、「図形」をメインに、下の項目で順を追って「説明的」、「通用名称/標章」、「その他の識別性を有さないもの」を例示し、権利不要求すべきか否かの状況について説明する。最後に「数字」、「品番」、「記号」等のその他の識別性を有さない事項の適用について例示し説明する。一方、商標図案のどの内容が説明的、通用名称/標章又はその他の識別性を有さない事項であるかについては、商標と指定商品又は役務との関係を根拠に判断しなければならず、その具体的な判断原則は当局の「商標識別性の審査基準」を参考にすることができる。

3.1 識別性を有さない文字

識別性を有さない文字には指定商品又は役務の関連特性の説明、通用名称

及びその他の識別性を有さない文字が含まれ、商標図案に前述の文字を含み、商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある場合は、権利不要求をすべきである。又、商標図案にデザイン化された文字を含み、又は故意に不正確な文字を表示したことにより識別性を有する場合、商標権者は当該デザイン化された文字又は不正確な文字について専用権を取得することができるが、デザイン化されていない元の文字又は正確な文字そのものが識別性を有さず、且つ商標保護の範囲について疑義が生じるおそれがある場合は、権利不要求すべき状況に属するものである(本基準3.1.4と3.1.5参照)。その他、商標図案に国民が熟知しない外国文字が含まれている場合、競争同業者がこれらの文字について専用権を取得したか否かを判断することは容易でなく、商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある状況に属するので、権利不要求をすべきである。

3.1.1 説明的な文字

説明的な文字とは、商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連特性を直接的、明確に表現する用語を指し、一般に当該商品又は役務を提供する者が共同で使用することを必要としない。文字の表現が直接的、明確であればあるほど、又は同業者及び公衆が指定商品又は役務の説明として使用すればするほど、商標権者は商標権範囲が当該部分にまで及んでいると認める可能性はなくなり、同業者は商標権者が当該説明的な用語について専用権を取得していると容易に疑う可能性もなくなるので、当該文字が識別性を有さない事項に属することは疑う余地がない。

(1)権利不要求を要しない状況

説明的な文字は同業者及び公衆により指定商品又は役務の記述としてよく使用され、商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連特性(商品又は役務そのものと密接に関連する特性を含む)、例えば商品又は役務の内容、価格、スタイル、特色、使用又は保存方法、保鮮温度、生産技術、部品又はその構成部分、商品又は役務の形態、使用周期又は役務期間等についてのものであれば、原則として、当該部分は商標権の範囲について疑義が生じるおそれのない状況に属すると認めることができるので、権利不要求を要しない。

登録許可事例:



しゃぶしゃぶ店、日本料理店、セルフレストラン、飲食店、レストラン等の役務について使用した場合、「火鍋」は役務が提供する内容の

通用名称であり、「極品鍋物」は飲食業者により役務の提供内容(料理)の品質表示として広く用いられるものであるから、いずれも権利不要求を要しない。



トースト、パン、ケーキ、ハンバーガー等の商品について使用した場合、「新鮮」、「美味」は商品の品質を表示するものであり、「現場烘焙」は商品が現場で調理されているという特性を強調する表示であり、お菓子同業者により広く用いられるものであるから、権利不要求を要しない。

● 「高倫雅芙除痘系列」を洗顔料、保湿剤、スキンローション等の商品に使用した場合、「除痘系列」は商品の用途を表示するものであり、同業者がスキンクリーン及び基礎化粧品について使用するのをよく見かけるので、権利不要求を要しない。



綠茶多酚

ミルク、乳酸菌飲料、豆乳等の商品について使用した場合、「緑茶多酚」は飲料商品の成分を表示するものであり、飲料業者による使用をよく見かけるので、権利不要求を要しない。



嘉禾不動產

各種不動産の賃貸、不動産の売買、賃貸の仲介等の役務について使用 した場合、「不動産」は役務の内容(不動産関連の役務)を表示する ものであり、不動産業界における使用をよく見かけるので、権利不要 求を要しない。



飲食店、冷熱飲料ショップ等の役務について使用した場合、「古早味

紅茶」及びその英訳「BLACK TEA OF ANCIENT EARLY FLAVOR」 は役務が提供する飲料の特性を表示するものであり、且つ飲料業者に よる使用をよく見かけるので、権利不要求を要しない。

NORWAY

ノルウェー産の肉、魚肉、家禽肉、肉食動物(生きているものを除く)等の商品について使用した場合、「NORWAY」はノルウェーの国名であり、指定商品の産地又は出所を表示していることは明らかなので、権利不要求を要しない。

FASHION SUGAR COAT

革製の札入れ、鞄、財布、リュックサック、ランドセル、ウエストポーチ等の商品について使用した場合、「FASHION」は商品の特性を表示するものであり、且つ化粧、スキンケア、鞄、シューズ、ジュエリー、服飾及びその関連アクセサリー等の業者が商品の流行風潮を強調するものとして広く用いるものであるから、権利不要求を要しない。

廣福生產

レストラン、冷熱飲料ショップ、軽食店等の役務について使用した場合、「北方館」は役務が提供する商品の特性を表示するものであり、 且つレストラン経営者による使用をよく見かけるので、権利不要求を 要しない。



For Professionals

自動車、オートバイ、ホイール、フレーム等の商品について使用した場合、「TECH」は「TECHNOLOGY (技術)」の略で、「FOR PROFESSIONALS」は専門職業人の使用に供されるという意味で、商品の品質及び特性を表示していることは明らかであり、且つ同業者及び公衆が自動車、オートバイ商品を表示するものとして使用することがよくあるので、いずれも権利不要求を要しない。

● 「**蠻牛第二代**」を漢方薬、西洋薬品、栄養ドリンク、医療補助用栄養 剤、栄養補助品等の商品について使用した場合、「第二代」は商品の 品質及び特性を表示していることが明らかであり、且つ同業者及び医療従業者が薬剤商品を表示するものとして使用するのをよく見かけるので、権利不要求を要しない。



● 新化阿蝥排骨大王

軽食店、屋台、レストラン等の役務について使用した場合、「新化」は台南の地名であるから、指定役務の場所を表示していることは明らかである;「排骨大王」は、役務の内容と「大王」とを組み合わせた自己標榜用語であり、役務が提供する商品の品質及び特性を表示するものであり、且つレストラン同業者による使用をよく見かけるので、権利不要求を要しない。

(2)権利不要求すべき状況

文字の記述は商品又は役務を表示するものであるが、同業者及び公衆により指定商品又は役務を表示するものとしてあまり使用されていない場合は、商標権者が当該説明的な文字について専用権を取得しているか否か不明確であり、容易に商標権の範囲について疑義が生じることになるので、権利不要求をしなければならない。その他、説明的な用語が外国語の場合、たとえ外国の同業者及び公衆が指定商品又は役務を表示するものとしてよく使用しているにしても、国内の同業者及び公衆が使用するケースが少ない場合は、やはり商標権の範囲にまで及ぶか否かという疑義が生じる可能性があるので、これも権利不要求すべきである。

登録許可事例:

● 「**旁氏甜橙沁香**」を人体用及び非人体用石鹸、人体用及び非人体用洗 浄剤、香水等の商品について使用した場合、「甜橙沁香」はさわやか なオレンジの香りという意味で、指定商品の香りの特性を表示するも のであるが、同業者及び公衆が指定商品を表示するものとして使用す るケースは少ないので、権利不要求をすべきである。



ウーニャンスーピン(五仁酥餅)、ヌガー、月餅等の商品について使用した場合、「SINCE 1968」は創業年代の表示で、各業界で広く使用される識別性を有さない文字であるので、権利不要求を要しない;「好餅來自真功夫」はお菓子製造技術をしっかり身に着けたという意味で、商品の品質、特性を表示するものであるが、同業者又は公衆がお菓子商品について使用するケースは少ないので、権利不要求をすべきである。



Protecting Lives Against Infection

医療器具及び機器用消毒殺菌溶液等の商品について使用した場合、「PROTECTING LIVES AGAINST INFECTION」は生命を保護し、感染に対抗するという意味で、商品には感染から逃れるための殺菌用途があるということを表示するものであるが、同業者又は公衆が指定商品を表示するものとして当該記述的な用語を使用するケースは少ないので、権利不要求をすべきである。

「活霸益菌王」を乳酸菌栄養補充品、酵素栄養補充品等の商品について使用した場合、「益菌王」は、商品の成分と「王」とを組み合わせた自己標榜用語であり、指定商品の成分品質及び専門性を表示するものであるが、同業者が乳酸菌商品について使用するケースは少ないので、権利不要求をすべきである。



非人体用洗浄剤、フロアー用ワックス、自動車用ワックス等の商品について使用した場合、「大師」は自己標榜用語であり、「居家大師」は家庭日常生活事務を行う専門の人という意味で、指定商品の成分品質及び専門性を表示するものであるが、同業者及び公衆が指定商品を表示するものとして当該用語を使用するケースは少ないので、権利不要求をすべきである。

TANHOU

天和生機牧場

天和褐藻豬

OMEGA PORK

肉類、肉類製品、干し肉等の商品について使用した場合、「生機牧場」 は明らかに商品原料(豚)の飼養特性を表示するものであり、同業者 及び公衆が使用するケースは少ないが、やはり権利不要求を要しな い;「褐藻豬」は商品原料(豚)の飼料処方を表示するものであり、同業者及び公衆が指定商品を表示するものとして当該用語を使用するケースは少ないが、出願人が強調する商品の特色であるから、商標権の範囲について疑義が生じることを回避するため、権利不要求すべきである;「OMEGA PORK」は OMEGA 脂肪酸(特に OMEGA・3 脂肪酸を指す)が多く含まれている豚という意味で、当該記述的な用語は豚肉等商品そのものを直接表示するものであるが、同業者及び公衆が使用するケースは少ないので、権利不要求をすべきである。

文字は商品又は役務の特性のみについてそのまま記述され、商品又は役務を直接的、明確に表示するものであり、その説明性は顕著で、商標権者及び同業者はいずれも当該部分が商標権範囲にまで及ぶと誤認するに至らない場合、同業者及び公衆が指定商品又は役務を表示するものとして使用するケースが少なくても、権利不要求を要しない。

登録許可事例



意仁醬油

醤油商品について使用した場合、「薏仁醬油」は指定商品の原料をそのまま記述し、商品又は役務を直接的、明確に表示するものであり、その説明性は明らかなので、同業者及び公衆が醤油商品を表示するものとして使用するケースは少ないが、やはり権利不要求を要しない。

写记,料意·少

ミルク、乳酸菌飲料、豆乳等の商品について使用した場合、「乳多,糖少」は指定商品の成分の特性をそのまま記述し、商品又は役務を直接的、明確に表示するものであり、その説明性は明らかなので、同業者及び公衆が飲料商品を表示するものとして使用するケースは少ないが、商標権者はその権利を取得できると誤認することはあり得ないので、権利不要求を要しない。



アズキスープ、緑豆スープ、ピーナツスープ、サツマイモスープ等の商品について使用した場合、「嚴選台灣紅豆」、「甜度管控第一家」は指定商品の食材品質及び商品特性をそのまま記述し、商品又は役務を直接的、明確に表示するものであり、その説明性は明らかなので、同業者及び公衆が指定商品を表示するものとして使用するケースは少ないが、やはり権利不要求を要しない。

3.1.2 通用名称

通用名称は業者が商品又は役務を表示するものとして一般的に使用している名称であり、概して言えば、それは識別性を有さない事項に属するというのが業界内での通説であり、疑義を持たないものである。それが商標図案に含まれている場合、商標権の範囲について疑義が生じるおそれが無いというべきであり、出願人は当該部分について権利不要求を要しない。

登録許可事例:



トイマスク、指人形、操り人形、ぬいぐるみ、人形等の商品について使用した場合、「TOY」は「玩具」を意味し、指定商品の通用名称であるから、権利不要求を要しない。

三帝)

• 有餐廳

レストラン役務について使用した場合、「餐廳」は指定役務の通用名称であるから、権利不要求を要しない。

優美袋

紙袋商品について使用した場合、「袋」は指定商品の通用名称である から、権利不要求を要しない。

3.1.3 その他の識別性を有さない文字

創業年代、会社種類、商号等といった出願人の運営事業に関する説明、及び氏姓、会社名、ドメイン名、説明的でないスローガン、よく見かける祝詞、縁起の良い言葉、流行語と熟語等はいずれもその他の識別性を有さない文字に

属するので、権利不要求すべきか否かの判断は下記の通りである:

(1) 権利不要求を要しない状況

創業年代を表すもの;銘柄を表す「牌」、「brand」の文字;会社種類を表す「股份有限公司」、「有限公司」等の文字;商号を表す「斎」、「堂」、「記」、「行」、「社」、「號」等の文字;多数事業体の結合を表す「集團」の文字;事業性質を表す「工業」と「商事」等の文字;営業組織を表す「企業」、「實業」、「展業」、「興業」等の通用文字;事業名称の中で単純に業務種類を表すために用いられる「建設」、「銀行」、「コンピュータ」、「通信」の文字;ドメイン名の中で国別コードを表すために用いられる「tw」、「jp」及び属性ラベルを表すために用いられる「com」、「org」、「edu」、「net」等の共用部分;商品又は役務の提供者、商店又は場所の名称を表す「屋」、「家」、「館」、「軒」、「庭」、「舗」、「店」、「坊」、「工房」、「工場」、「会館」、「天地」、「広場」、「事務所」、「旗艦店」の文字等は、通常、出願人の運営事業を表示するものに過ぎず、且つ業界で広く使用されているので、原則として商標権の範囲について疑義が生じるおそれのない状況に属し、権利不要求を要しない。

登録許可事例:



ビール、レンコン茶、チョウセンニンジン茶、ミルクティー、菊花茶等の商品について使用した場合、「SINCE 2001」は創業年代を表示するものであるから、権利不要求を要しない。

萬歲牌

獣乳、調味乳、乳酸菌飲料、粉乳等の商品について使用した場合、「牌」 は銘柄を意味するものであるから、権利不要求を要しない。



シューズ商品について使用した場合、「COLLECTION」は蒐集、精選又は所蔵品という意味で、各種の商品分野で使用されているのをよく見かけるので、権利不要求を要しない。



- レストラン、旅館等の役務について使用した場合、「餐飲股份有限公司」は業務及び会社種類を表示するものであるから、権利不要求を要しない。
- 「雄記」を冷熱飲料ショップ、飲食店、コーヒーショップ等の役務について使用した場合、「記」はよく見かける商号の表示であるから、権利不要求を要しない。



中鈿集團

工業用化学品、化学用化学品、化学試剤等の商品について使用した場合、「GROUP」、「集團」は数個の事業体の結合からなる組織を表示するために通常使用されているので、権利不要求を要しない。



海丞企業 HAI CHENG

輸出入貿易業務の代行役務について使用した場合、「企業」は営業組織の通用文字であるから、権利不要求を要しない。



。 改革建設

茶葉、紅茶、緑茶、清茶等の商品について使用した場合、「建設」は 事業名称の中で業務種類を表す文字であるから、権利不要求を要しな い。



傘商品について使用した場合、「.com.tw」は台湾の一般的な商業組織が共用するドメイン名であり、「Umbrella」は指定商品の通用名称であり、「傘図形」は指定商品を写実的に描いた図形であるから、いずれも権利不要求を要しない。



煮食に供する非燃料の木炭、竹炭原料等の商品について使用した場合、「工房」が各種商品及び役務の分野で使用されているのをよく見かけるので、権利不要求を要しない。

WiWi SHOP 瑋 瑋 小 舖

衣服、ズボン、マフラー、頭巾等の商品について使用した場合、「小舗」、「SHOP」が各種商品及び役務の分野で使用されているのをよく見かけ、指定商品又は役務を提供する店舗を表示するものであるから、権利不要求を要しない。

(2)権利不要求すべき状況

I、氏姓及び氏姓と称号等との結合

わが国の商標審査実務上、出願人は商標図案において氏姓の使用を好む傾向にあるが、競争同業者にも自己の氏姓を使用する需要があり、専用権を1人に独占させることは適切ではないということを考量すると、商標権が氏姓にまで及ぶという疑義が生じることを回避するため、権利不要求をすべきである。氏姓と「氏」、「家」、「記」又は称号とを結合したときも、その主な意味はやはり氏姓であるので、権利不要求すべき状況に属する。非自己標榜性質の称号と商品又は役務の名称とを結合したものは単に商品又は役務の提供者を伝えるだけの意味であり、商標が識別性を有さない状況に属する場合、それが商標権の範囲にまで及ぶか疑義が生じることを回避するため、権利不要求すべきである。

登録許可事例:



• 莒光查某囡

肉粽、五穀粽、花生粽、菜食粽等の商品について使用した場合、「蔡」 は氏姓であるから、権利不要求をすべきである。



屋台、移動飲食店等の役務について使用した場合、「雞蛋糕」は役務 が提供する商品を表示していることが明らかであるので、権利不要求 を要しない;「廖家」は廖姓の家庭を意味するものであるから、権利 不要求をすべきである。



軽食店、屋台、日本料理店等の役務について使用した場合、「朱媽媽」 は朱姓の婦人の尊称で、氏姓の意味合いであるので、権利不要求をす べきである。



泡菜婆婆8

干し果実・野菜、砂糖漬け果実・野菜、漬物、キムチ、韓国キムチ等の商品について使用した場合、「王媽」はやはり氏姓の意味合いであるので、権利不要求をすべきである;「泡菜婆婆」はキムチ専門の年上の女性を意味するものであるから、権利不要求をすべきである。

Ⅱ、会社名及びドメイン名

実務上、出願人が登録商標によって会社名及びドメイン名を保護することを希望することはよくあるが、デザイン化されておらず、識別性を有さない会社名及びドメイン名が消費者に認知されているのは、営業主体そのもの

又はドメイン名の表示として用いられるものであり、商品又は役務の出所を 識別するものとしては用いられないので、商標法による保護を受けられない。 商標権の効力が当該部分に及ぶか否かという疑義が生じることを回避する ため、権利不要求をすべきである。

登録許可事例:



鴻璿股份有限公司

パルス発生器、液晶ディスプレー、エンコーダ等の商品について使用した場合、「鴻璿股份有限公司」及「HONTKO CO.,LTD」はそれぞれ出願人の中国語会社名、英語会社名であるから、権利不要求をすべきである。



インターネットによる音楽に関する情報の提供及び紹介の役務について使用した場合、ウェブアドレスである「www.drum.com.tw」について権利不要求をすべきである。

Ⅲ、スローガン及びよく見かける祝詞、縁起の良い言葉、流行語又は熟語たとえスローガンは商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連特性の説明文字ではないにしても、概して言えば、消費者はそれを出所識別の標識としてみなさないので、識別性を有さない文字に属する。但し、スローガンは出願人の考案であり、又は同業者間で同じ文字を結合して使用するケースが少ない場合、商標権者が当該部分について商標権を取得しているか否について容易に疑義が生じるので、権利不要求をすべきである。わが国の商標出願人は商標図案において、よく見かける祝詞、縁起の良い言葉、流行語又は熟語の使用を好む傾向もあり、これらの用語は商品又は役務を表示するものではないが、競争同業者も自己の商品又は役務について同じ用語を使用する可能性があるので、商標権の範囲について疑義が生じることを回避するため、権利不要求すべきである。

登録許可事例:



レンチ、スパナ、スクリュードライバー等の商品について使用した場合、スローガンである「帶著歡樂跑天下」について権利不要求をすべきである。



Brings Diamonds To Life.

ジュエリー、貴金属等の商品について使用した場合、スローガンである「BRINGS DIAMONDS TO LIFE」はダイヤモンドに命を与えるという意味を持つものであるから、権利不要求をすべきである。

Liverage Enjoy your life

コンピュータプログラムを記憶させた記録媒体、コンピュータプログラムを記憶させた光学記録媒体等の商品について使用した場合、スローガンである「Enjoy your life」はあなたの生活を楽しもうという意味を持つものであるから、権利不要求をすべきである。

陈全宝贵日

水晶製の装飾品、ガラス製の装飾品、陶器製の装飾品等の商品について使用した場合、「永保安康」はよく見られる祈願用語であるから、権利不要求をすべきである。



肌着、パジャマ、アンダーウェア、水着、ワイシャツ、シューズ等の 商品について使用した場合、「囧」と「orz」は流行語であるから、い ずれも権利不要求をすべきである。

IV、宗教及び民間信仰の用語

宗教及び民間信仰の用語が商品又は役務の関連説明として使用されない場合、概して言えば、消費者に与える印象は単に祈願又は装飾的な文字と

いうだけであり、商品又は役務の出所を示す機能がないので、識別性を有さない文字に属する。但し、同業者間で同じような使用状況があまり見られず、商標権者が当該部分について商標権を取得しているか否かについて容易に疑義が生じ、且つ競争同業者が自己の商品又は役務において同じ用語を使用したい可能性もあるので、商標権の範囲について疑義が生じることを回避するため、権利不要求すべきである。

登録許可事例:



ビール、黒ビール、生ビール、ラガービール、ジンジャービール等の 商品について使用した場合、「三太子」は神様の名前であり、指定商 品の関連説明ではなく、識別性を有さない文字に属するので、権利不 要求すべきである。



被服、シューズ、マフラー、頭巾等の商品及び新聞社、通信社等の役務について使用した場合、「彌勒」は神様の名前であり、指定商品の関連説明ではなく、識別性を有さない文字に属するので、権利不要求すべきである。

一方、神様の名称、呪文、真言、経文、仏語といった宗教と民間信仰の用語は商品及び役務分類表における 0309「線香、香末」、0405「蝋燭、蝋燭の芯」、1604「冥紙、祭祀用擬製の紙質ギフト」; 2110「香炉、かなえ、蝋燭立て、線香の火付け器」商品; 3519 葬式、宗教用品の小売卸売; 4504「葬儀執行役務」; 4513「宗教活動の計画」役務について使用される場合、通常は同業者間でよく使用されており、且つ指定商品又は役務を直接的、明確に表示するものであるから、原則として、商標権の範囲について疑義が生じるおそれのない状況に属するので、権利不要求を要しない。但し、宗教と民間信仰の用語は一部の指定商品又は役務についてのみ説明表示に該当し、残りの商品又は役務においてその他の識別性を有さない状況に属するときは、商標権の範囲について疑義が生じるのを回避するために、やはり当該宗教用語について権利不要求

をすべきである。

登録許可事例:



育德媽祖

占い、アストロロジー、易占、風水鑑定、宗教活動の儀式の代行、宗教会議の取次ぎの手配等の役務について使用した場合、「媽祖」は神様の名称であるから、「宗教活動の儀式の代行、宗教会議の取次ぎ」について使用すれば、役務の内容を表示するものであり、占い、アストロロジー、易占、風水鑑定等の役務に使用すれば、その他の識別性を有さない状況に属するので、「媽祖」について権利不要求をすべきである。

3.1.4 文字がデザイン化されていたとき、デザイン化されていない元の文字が 商標権の範囲について疑義が生じるおそれのある場合、権利不要求すべ きである

識別性を有さない文字は元来登録が認められないはずであるが、デザイン 化されたことにより、単なる説明、通用名称又はその他の識別性を有さない文 字という印象から離れ、識別性を有するに至った場合、登録を受けることがで きる。但し、その登録後に取得した排他使用の効力はデザイン化されていない 文字にまで及ばないので、出願人は第三者による当該文字の使用を排除するこ とができない。デザイン化されていない元の文字そのものが識別性を有さない 場合、例えば商標図案にデザイン化された文字「餐廳」又は氏姓「蔡」を含み、 レストラン役務について使用される場合、デザイン化されていない「餐廳」と 氏姓「蔡」は指定役務において識別性を有さない文字に属するので、商標権者 は他人が「餐廳」又は「蔡」をレストラン役務について使用するのを排除する ことができない。前者の場合、商標権者は他人が「餐廳」をレストラン役務に ついて使用することを排除できないということに疑義が生じないので、「餐廳」 について権利不要求を要しない。後者の場合、商標権者が他人による氏姓「蔡」 の使用を排除できるか否かについて疑義が生じる可能性があるので、商標保護 の範囲を明確にするために、「蔡」について権利不要求をすべきである。従っ て、デザイン化されていない元の文字が識別性を有さず、且つ商標保護の範囲 について疑義が生じるおそれがある場合に、デザイン化されていない元の文字 について権利不要求を声明した後にはじめて登録を受けることができる。

2010年1月1日前は文字の声明に「デザイン化されていない」という用

語があった。当時は、文字がデザイン化された場合、商標権者がデザイン化された文字の専用権を有すべきであると考えたからで、権利不要求すべきものはデザイン化されていない文字とされていた。然しながら、文字がどの程度までデザイン化されれば「デザイン化した」とみなすか、これに対する見解の相違が生じるのは当然である。商標混同誤認のおそれの判断は商標全体の図案を観察することにあると考えると、文字がデザイン化された程度に関わらず、たとえデザイン化されていない文字につき権利不要求をしても、混同誤認のおそれの判断にも影響を与えないので、本基準では「デザイン化されていない」という用語を使用しないことにした。文字がデザイン化された程度に関わらず、声明するのはすべてデザイン化されていない元の文字とし、且つ声明時に「文字」という用語を付加することにより、権利不要求を声明したのはデザイン化されていない元の文字であることを明確にすることができる。

以下の登録許可事例は本基準が制定する声明形式に基づいて修正したものである。一方、本基準が規定する声明形式は、「6.声明形式」についての説明を参照下さい。

登録許可事例:



飲食店、軽食店等の役務について使用した場合、「鮮炸屋」、「專賣炸物」、「Fresh House」はいずれも指定役務が提供する内容の品質と特性を表示するものであり、その中の「專賣炸物」は同業者及び公衆に広く使用されているので、権利不要求を要しない;デザイン化されていない「鮮炸屋」と「Fresh House」は同業者又は公衆によく使用されていないので、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「鮮炸屋」、「Fresh House」の文字について商標権を主張しない。



ベーコン、干し肉、干し牛肉、干し豚肉等の商品について使用した場合、「高」は氏姓であるから、権利不要求をすべきである。声明形式: 本件商標は「高」の文字について商標権を主張しない。



インターネットショッピング、通信販売とインターネットオークション等の役務について使用した場合、「夯店」は流行語であるから、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「夯店」の文字について商標権を主張しない。



コンピュータソフトウェア、コンピュータゲームプログラムを記録した光学媒体等の商品について使用した場合、「荊軻刺秦王」はわが国の有名な歴史事件で、指定されたコンピュータゲーム商品に設定した背景又は物語の内容の表示であり、他の同業者が使用するケースは少ないので、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「荊軻刺秦王」の文字について商標権を主張しない。

3.1.5 故意に不正確な文字を表示したとき、正確な文字が商標権の範囲について疑義が生じるおそれのある場合、権利不要求すべきである

商標図案中の識別性を有さない文字が故意に同音異義語、通常使用しない文字として表示される可能性がある。外国語の場合、故意に同音異義語又はその他の不正確なスペルで表示される可能性があるが、消費者は正確な文字を識別することができ、且つ消費者に正確な文字が伝える説明性、通用名称又はその他の識別性を有さない印象を与えるのであれば、他の同業者は不正確な表示方法を使用する必要はないが、正確な文字を使用する必要はあるので、正確な文字の商標保護の範囲について疑義が生じるおそれがある場合に、それに対応する正確な文字について権利不要求を声明した後にはじめて登録を受けることができる。声明形式:本件商標は「正確な文字/スペル」の文字について商標権を主張しない。

正確な文字の声明形式を例示するため、以下の登録許可事例は本基準が規定する声明形式に基づいて修正されたものである。一方、本基準が規定する声明形式は、「6.声明形式」についての説明を参照下さい。

登録許可事例:

● 「東山補愲精」を粉ミルク、低脂肪粉ミルク等の商品について使用した場合、「補骨精」は「補愲精」の正確な文字であり、且つ指定商品の効能を表示するものであるが、同業者によく使用されるケースは少ないので、権利不要求声明をすべきである。声明形式:本件商標は「補骨精」の文字について商標権を主張しない。



DVD、ブルーレイディスク、高解析度の DVD 等の商品について使用した場合、「SecurDisc」は「SECURE DISC」の不正確なスペルであり、「secur disc」は商品に記録したデータを保護するという特性を直に表示するものであるから、権利不要求を要しない。

もし同音異義語は消費者に新奇で独特な印象を与え、商品又は役務の出所 を指示し区別する機能を有するものであれば、当該識別性を有さない部分につ いて権利不要求を要しない。(本基準 4.2 参照)

3.1.6 外国文字

外国文字が商品又は役務の直接的、明確な説明又は通用名称であれば、当該文字を理解する者は、商標権者が当該文字について専用権を取得していないことを知悉することができるが、当該文字を理解しない者は、その字義を理解できないことから、商標権者が当該文字について専用権を取得しているか否か判断することができないので、商標権の範囲について疑義が生じるおそれがあるとして権利不要求をすべき状況に属する。英語は国民によく知られている言語であり、競争同業者が英語の字義に対して一定程度理解していることを考量すると、前述の「3.1 識別性を有さない文字」を商標権範囲の判断とすることができる。一方、英語以外の外国文字の場合、国民が理解する程普及していないので、競争同業者が字義を知らないために、商標権の範囲がはっきりしないということを回避するために、識別性を有さないものであれば、一律して権利不要求をすべきである。(声明形式は本基準 6.5 参照)。

登録許可事例:



朝食店、レストラン、冷熱飲料ショップ等の役務について使用した場合、英語の「BURGER」と「Breakfast」はそれぞれ「ハンバーガー」と「朝食」を意味し、指定役務の内容を直接的、明確に表示するものであるので、権利不要求を要しない。



杂瑪

農産物の小売り、飲料の小売り等の役務について使用した場合、英語の「Natural」、「Healthy」はそれぞれ「自然」と「健康」を意味し、指定役務の内容を直接的、明確に表示するものであるので、権利不要求を要しない;英語スローガンである「PROVIDING ONLY THE BEST FOR YOUR FAMILY」は「ご家族に最上のものを供給する」という意味で、識別性を有さないので、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「PROVIDING ONLY THE BEST FOR YOUR FAMILY」の文字について商標権を主張しない。



チョコレートケーキ、チョコレート粉末、チョコレート濃縮液等の商品について使用した場合、「カカオ豆図形」はカカオ豆の写実図形で、チョコレートに関する産業でよく使用される説明的な図形であるから、権利不要求を要しない;「kakaw」はフィリピン語で「カカオ」という意味で、商品の成分を表示するものとして識別性を有さない。フィリピン語は国民によく知られている言語ではないので、商標権の範囲が当該文字に及んでいるか否かについて疑義が生じることを回避するため、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「kakaw(フィリピン語:カカオ)」の文字について商標権を主張しない。



DORRI KAFFE

德力咖啡

コーヒー、コーヒー豆、インスタントコーヒー、コーヒー飲料等の商品について使用した場合、「咖啡」は指定商品の通用名称又は成分の

表示であるから、権利不要求を要しない;「KAFFE」はドイツ語で「コーヒー」という意味で、指定商品の通用名称又は成分を表示するものであるから識別性を有さない。ドイツ語は国民によく知られている言語ではないので、商標権の範囲が当該文字に及んでいるか否かについて疑義が生じることを回避するため、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「KAFFE (ドイツ語:コーヒー)」の文字について商標権を主張しない。

3.2 識別性を有さない図形

識別性を有さない図形は商品の説明的な図形、通用標章、商品又は役務の 関連特性を表示するものとして使用されない宗教及び民間信仰のシンボル、商 品の装飾的図案、商品外観及び包装設計等を含むものであり、権利不要求すべ きか否かの判断は下記の通りである:

3.2.1 説明的な図形

説明的な図形には商品そのものの図形、商品の重要な特徴の図形、商品又は役務の表示と関連する業界でよく使用される図形、及び商品又は役務の産地、提供地又はその他の特性を表示するために用いられる地理的図形を含み、商標図案に含まれている図形は実物の写真、又は実物と殆ど変わらない絵図であり、特にデザインコンセプトが明らかに欠乏している写実図形、及び地理地域の輪郭図形の場合、識別性を有さない図形に属する。これらの図形が指定商品又は役務を説明する性質のものとして使用されることは明らかであり、且つ同業者が類似の図形を使用するケースも多いので、商標権の範囲について疑義が生じるおそれのない状況に属し、権利不要求を要しない。

(1) 商品そのものの図形

登録許可事例:



コーヒー、コーヒー豆、コーヒーパック等の商品について使用した場合、「コーヒー豆の実物の図形」は指定商品そのもの又は原料を直接的に表示するものであるから、権利不要求を要しない。



内燃機関のエンジン点火装置及びその部品、即ち内燃機関エンジン用の点火プラグ、予熱栓、点火プラグのキャップ等の商品について使用した場合、「点火プラグの図形」は指定商品の実物の図形であるから、権利不要求を要しない。



新鮮な果物、新鮮な野菜、蜜柑、柿、梅、梨等の商品について使用した場合、「梨の図形」、「蜜柑の図形」、「柿の図形」は指定商品の一部の写実図形であるから、権利不要求を要しない。

商品そのものの造形は同業者がよく使用するものではなく、例えば海洋生物又はトランプの模様のクッキーの場合、商標図案に含まれているイカ、魚類、

ヒトデ等実物のクッキー図形

、及びスペード、ハート、ダイヤ、

Attorne at-Law

クローバー等実物のクッキー図形のが商標権を取得しているか否かに

ついて疑義が生じる可能性があるので、権利不要求をすべきである。但し、斯 様な状況は大部分が商品の包装設計をもって商標登録出願を行う時に発生す るものであるので、その声明形式については、本基準 6.3 を参照下さい。

(2) 商品又は役務の表示と関連する業界でよく使用される図形

登録許可事例:



愛玩動物用玩具の小売り、愛玩動物用衣服の小売り、猫用・犬用洗剤の小売り等の役務について使用した場合、ペット業界では自分が提供する役務の内容を表示し、顧客を引き付けるものとして可愛い動物の写真がよく使用されているので、本件の犬の実物の図形について権利不要求を要しない。



シャンプー、ヘアトニック、トリートメント、コンディショナー等の 商品について使用した場合、「毛嚢の図形」はヘアクレンジング、ヘ アケア製品においてよく使用される説明的な図形であるから、権利不 要求を要しない。



プリンター用インク、プリンター用トナー等の商品について使用した場合、「Printing」は印刷という意味で、商品の機能を表示していることは明らかである。「プリンターの図形」はプリンター関連商品においてよく使用される説明的な図形であるから、権利不要求を要しない。



読経儀式、宗教活動の儀式の代行、葬儀行事の代行等の役務について使用した場合、「卍」及び「大極の図形」はわが国の庶民の間でよく使用される宗教標識であり、指定役務について使用すれば、特定宗教の教義又は儀式に則ってサービスを提供するという意味を表示していることは明らかであるので、いずれも権利不要求を要しない。

(3) 商品又は役務の地理的出所又はその他の特性に関連する地理的図形

登録許可事例:



バタースーピン、太陽餅、月餅、老婆餅等の商品について使用した場合、商標図案中の「台湾の図形」と「台湾」は商品の産地を表示するものであり、「餅」は指定商品の通用名称であるから、いずれも権利不要求を要しない。



コーヒーショップ、コーヒー館、軽食堂、セルフ式レストラン等の役務について使用した場合、「義式餐廳」と「イタリアの図形」は飲食同業者がよく使用するものであり、役務が提供する料理のスタイルを表示していることは明らかであるので、権利不要求を要しない。



国外の各学校及び大学の入学許可申請の代行、国外の各学校及び大学の入学資料と情報等を提供する役務について使用した場合、「Education」は単純に業務種類を表示する文字で、「since 1994」は創業年代を表示するものであり、「オーストラリアの地図」は出願人が主にオーストラリアの学校の入学手続きの代行及び入学情報を提供していることを表示し、役務の特性を表示するものであるから、いずれも権利不要求を要しない。

3.2.2 通用標章

通用標章は業者が特定の商品又は役務について共同使用する標識であることを考量すると、概して言えば、それは識別性を有さない事項に属するというのが業界内での通説であり、疑義を持たないものである。このようなものが商標図案に含まれている場合、商標権の範囲について疑義が生じるおそれが無いというべきであり、出願人は当該部分について権利不要求を要しない。

登録許可事例:



病院、各種の病理検査、生化学検査の提供、医薬に関する問い合わせ等の役務について使用した場合、「杖にまとわりつく2匹のヘビの図形」は世界で通用する医療のシンボルであるから、権利不要求を要しない。



薬品の小売り、化粧品の小売り、医療器材の小売り等の役務について使用した場合、 \mathbf{R} (通常、 $\mathbf{R}\mathbf{x}$ と表す) は医療業界で通用する処方に係るシンボルであり、薬局で調剤サービスの提供を表示するものとしてよく使用されており、又「医療十字図」は医療関連業界で通用する図形であるから、いずれも権利不要求を要しない。



GREEN CROSS

手術用の帽子、医療用のベッド、点滴スタンド、医療用の手袋等の商品について使用した場合、「医療十字図」は医療関連業界で通用する図形であるから、権利不要求を要しない。

3.2.3 その他の識別性を有さない図形

(1) 宗教及び民間信仰のシンボル

宗教及び民間信仰のシンボルが商品又は役務について使用される場合、見る者に神仏の加護、庇護、吉祥、祈願といった印象を与えており、概して言えば、それは識別性を有さない事項に属するということに疑義を持たないので、権利

不要求を要しない。但し、宗教の神様は固定の姿を持たないので、様々な異な る描写方式によって表示される可能性があり、出願人及び同業者は商標図案中 の描写方式について商標権を取得できるか否かを確認できない可能性がある ので、疑義が生じることを回避するため、権利不要求をすべきである。

登録許可事例:



金属性梯子、金属性折りたたみ梯子、A字状梯子等の商品について使 用した場合、「卍」は仏教のシンボルで、指定商品の特性とは無関係 であり、消費者に神仏の加護、庇護、吉祥、祈願といった印象を与え るので、権利不要求を要しない。



葬儀行事の代行、葬儀式場の手配、葬儀社、火葬等の役務について使 用した場合、商標図案中の図形は神像と二匹の龍が珠を取り巻く図 (太陽)とを組み合わせたもので、吉祥、神仏へ加護を願う意味合いを 含んでいるため、当該神像図形に商標権範囲が及んでいるか否かにつ いて疑義が生じる可能性があるので、権利不要求をすべきである。

(2) 商品の装飾的図案、外観及び包装設計

商品の装飾的図案、外観及び包装設計は通常、商品又は役務の出所を識別 するための標識ではないため、使用されてはじめて識別性を取得できるもので ある。但し、当該装飾的図案、商品外観又は包装設計は出願人の描写又はデザ インに由来する可能性があり、同業者間では必ずしも同じ図案、商品外観又は 包装設計を使用するとは限らない場合、商標権者及び同業者は当該部分につい て専用権を有しているか否かについて疑義が生じる可能性があるので、権利不 要求をすべきである。

登録許可事例:



龍美

チェスゲームセット、トレーディングカード、トランプ等の商品につ いて使用した場合、商標中の図形はトランプカードの裏面によく見ら れる装飾的図案であるから、権利不要求をすべきである。



時計、腕時計、置時計、暦時計等の商品について使用した場合、商標 図案は時計の表面を図案化したものであるので、当該設計が専用権を 取得しているという疑義が生じることを回避するため、「時計表面の 数字設計図」について権利不要求をすべきである。



太陽餅、ミルク太陽餅、様々なビスケット等の商品について使用した 場合、当該商標図案は商品の包装図案であり、且つ「維格」及び「vigor」 を商品の出所を識別するための文字として使用しており、他の文字及 び図形は識別性を有さないものであるから、当該包装設計が商標権を 取得しているとの疑義が生じることを回避するため、「維格」及び 「vigor」以外の文字、図形について権利不要求をすべきである。

3.3 数字、記号及び品番等の識別性を有さない事項

商標図案には文字、図形のほか、数字、記号及び品番が含まれることもよ くある。数字及び音楽記号、句読記号、数学記号又は単位記号等の記号が商品 又は役務の関連特性の記述に用いられるとき、概して言えば、その説明的な性 質が顕著に認識され易く、商標権の範囲について疑義が生じるおそれのない状 況に属するので、権利不要求を要しない。

登録許可事例:



オートバイ並びにその部品及び附属品商品について使用した場合、商 標図案における「125」は指定商品の排気量規格を表示するものであ るから、権利不要求を要しない。



コンビニエンスストア、農・畜・水産物の小売り及び食品飲料の小売 り役務について使用した場合、「24」は役務の提供時間を表示するも のであるから、権利不要求を要しない。



宝くじの発行役務について使用した場合、商標図案における「6/50」 は宝くじの遊び方を表示するものであるから(6つの番号を選択して 賭け、一枚50元)、権利不要求を要しない。

- 「EPASMIN-Q3」を漢方薬、西洋薬品、栄養補充品等の商品につ いて使用した場合、「Ω3」は栄養補充品の成分を表示するものであ るから、権利不要求を要しない。
- 「KYRO II」をコンピュータハードウェア及び集積回路、即ち製図加 速器商品について使用した場合、「II」は IT 産業で次世代の商品を 発表する際によく使用される表示であるから、権利不要求を要しない。



楽器、演奏補助器、和洋楽器等の商品について使用した場合、「音樂 文化教育機構 | 及び「music culture Education | は事業業務の種類 を表示するものであり、又「高音部記号」と「五線譜」は楽器及び音 楽教学の業界でよく使用される説明的な符号であるので、いずれも権 利不要求を要しない。



カルシウム錠、カルシウムを含む栄養補充品、漢方薬、西洋薬品等の 商品について使用した場合、 は男性シンボルであり、商品特性の 関連説明であることが明らかであるので、権利不要求を要しない。



印刷物、定期刊行物、書籍、ノート、学習ノート等の商品について使用した場合、「+・×÷」は算数の書籍又は教材ノートでよく見られる説明的な記号であるから、権利不要求を要しない。



電信会社の決済システムによる徴収代行サービスの提供、決済代行、 電子資金振替等の役務について使用した場合、「\$」は金融関連の役 務でよく使用される説明的な記号であるから、権利不要求を要しない。

商標図案に含まれている数字は商品又は役務を表示するものではないが、 識別性を有さない場合、商標権の範囲が当該数字にまで及んでいるとの疑義が 生じることを回避するため、権利不要求をすべきである。その他、品番は業界 で通用する規格ではなく、業者が自己の提供する異なるシリーズ商品を区別す るために用いる表示方式であり、一般消費者は品番によって商品の出所を識別 することはないので、識別性を有さない。商標図案に品番が含まれている場合、 商標権の範囲がそこまで及んでいるとの疑義が生じることを回避するため、権 利不要求をすべきである。

登録許可事例:



ジーンズウェア、ジーンズ、被服、ベスト等の商品について使用した場合、「303」は単純な数字表示であり、商品を表示するものではないが、識別性を有さないので、権利不要求をすべきである。

- 「PEUGEOT 508」を自動車及びその部品並びに付属品、車両エンジン等の商品について使用した場合、「508」は商品の品番を表示するものであるから、権利不要求をすべきである。
- 「LUXGEN M722 T」をリム、車輪、輪ぶち、プラグ等の商品について使用した場合、「M722 T」は商品の品番を表示するものであり、 識別性を有さないので、権利不要求をすべきである。

4. その他の権利不要求を要しない状況

商標中の識別性を有さない部分が他の部分と結合し、その結果、識別性を有さない事項が元々の概念から離れるとともに、新奇で独特な商業イメージを伝えるようになった場合、この結合は既に一体不可分のものとなり、単一性を有しているため、識別性を有さない当該事項について権利不要求を要しない。

実務上よく見らる単一性の状況としては、協調性のない又は特殊な語法により、識別性を有さない部分と商標の他の部分が結合したもの、又は同音異義語を運用したもの、又は使用により後天的識別性を取得したもの等がある。

4.1 特殊な語法による識別性を有さない文字の結合

識別性を有さない部分と他の文字を特殊な語法で結合し、その結合により 新奇で独特な商業イメージが生じることはよくあり、不可分の単一性を形成し ている。

登録許可事例:

● 「行動保姆」を無線発射機、無線受信機、衛生測位システム、GPS ナビゲーション等の商品について使用した場合、「行動」は元々説明 的な文字であり、擬人化という語法で「保姆」と結合したことにより、 「行動保姆」は独特な商業イメージが生じるので、「行動」について 権利不要求を要しない。



コーヒー、炭焼コーヒー、コーヒー豆、コーヒーパック等の商品について使用した場合、共和国とは君主が存在しない政体をとる国家を指し、「咖啡共和國」における「共和国」という文字は本当に存在する特定の国でなく、あくまでもコーヒーの提供者という印象を消費者に与え、この結合により独特な商業イメージが生じるので、「咖啡」について権利不要求を要しない。

4.2 新奇で独特な商業イメージが生じる同音異義語

同音異義語が消費者に新奇で独特な商業イメージを与えるものであれば、 その構成中の識別性を有さない部分が既に他の部分と結合し一体不可分となっているので、識別性を有さない当該部分について権利不要求を要しない。

登録許可事例:

- 「**狠冰**」を炭酸飲料、スポーツドリンク、ノンアルコールの果実飲料、フルーツ酸飲料等の商品について使用した場合、「很冰」は商品の特性を表示するものであり、「狠冰」は「很冰」の同音異義語であり、当該用法により説明的な文字とは別の意味が生じることになるので、「很冰」について権利不要求を要しない。
- 「**膜術師**」を傷防止フィルム、携帯電話の傷防止フィルム、携帯電話 ケースの傷防止フィルム等の商品について使用した場合、「膜」は指 定商品の通用名称で、「膜術師」は「魔術師」の同音異義語であり、 当該用法により通用名称とは別の意味が生じることになるので、「膜」 について権利不要求を要しない。



ミートソース、鶏手羽先の醤油煮込み、塩漬け肉、羊鍋等の商品について使用した場合、「複合式日系茶飲」、「四十年真功夫」、「養生原汁魯味」は商品の特性を表示していることが明らかであるので、いずれも権利不要求を要しない;「八家醬」の「醬」は指定商品に使用されるソース又はドレッシングを表示するものであり、「八家醬」は「八家将」の同音異義語であり、当該用法により商品説明とは別の意味が生じることになるので、「醬」について権利不要求を要しない。一方、「醬醬好味」は商品の品質を表示するものであるが、業界及び公衆に

よく使用されるものではないので、権利不要求をすべきである。

医鞋院

シューズ修繕の役務について使用した場合、「醫鞋院」は「医学院」 の同音異義語であり、当該用法により新奇で面白い印象を与えるよう になったので、「鞋」について権利不要求を要しない。

4.3 使用による識別性取得の事項

商標全体は識別性を有さず、商標が市場で使用されることにより、関係消費者が当該商標によって商品又は役務の出所を識別できたなら、登録を認めることができる(商 29 II、改正前の商 23 IV)。商標に識別性を有さない部分が含まれている場合、当該商標が市場で使用されたことにより、関係消費者は当該先天的識別性を有さない部分によって商品又は役務の出所を識別できる可能性もあるので、この時、当該部分は後天的識別性を取得するものとする。この場合、商標全体又はその構成中の識別性を有さない部分は大量使用により識別性を取得し、通常消費者の心に一体不可分の単一の商業イメージを残すことになるので、商標又は当該部分に含まれる識別性を有さない部分について権利不要求を要しない。

登録許可事例:

果実飲料商品について使用した場合、「一日蔬果」は使用により後天的識別性を取得したものであり、又「蔬果」は指定商品の成分を表示するものであるが、当該商標の使用により「一日蔬果」は不可分の単一の商業イメージを形成しているので、「蔬果」について権利不要求を要しない。

銀石值久遠 一顆永留傳 ◆

宝石と半貴石、時計、タイマー等の商品について使用した場合、「鑽石恆久遠 一顆永流傳」は使用により後天的識別性を取得したものであり、又「鑽石」は指定商品の通用名称又はその材質を表示するもの

であるが、「鑽石恆久遠 一顆永流傳」という結合文字は不可分の単一性を形成しているので、「鑽石」について権利不要求を要しない。

來愛買最划算

デパート、スーパーマーケット、ショッピングセンター、通信販売等の役務について使用した場合、商標全体は使用により後天的識別性を取得したものであり(商 29 II)、又「最划算」は他の業者と比べて出願人が比較的安い商品を提供していることを表示するものであるが、商標全体は不可分の単一性を形成しているので、「最划算」について権利不要求を要しない。

5.権利不要求をしてはならない状況

商標が識別性を有さないものであり、即ち商標が単に商品又は役務の説明のみにより構成され、商品又は役務の通用標章又は名称のみにより構成されたり、或いは他の識別性を有さない標識のみにより構成されたものである場合は(商 29 I)、拒絶査定にしなければならず(商 31 I)、権利不要求の声明に関する規定を適用する余地はない。又、商標が商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認、誤信させるおそれがある場合(商 30 I ⑧)、権利不要求の声明による登録を取得することはできない。一方、単なる情報事項は出所識別機能を有する商標より生ずる商業イメージの一部ではないので、商標構成中の一部ではなく、これも権利不要求をしてはならない状況に属する。

5.1 商標全体が識別力を有さない

商標全体が識別性を有さない場合、商標図案全体が商品又は役務の出所を 識別するための標識として用いられるものではないことを意味している。たと え商標全体又は商標構成中の一部について権利不要求をしても、商標全体はや はり出所識別機能を有さないので、権利不要求をしてはならない状況に属する。

登録拒絶事例:



栄養補助品、蛋白質栄養補助品、栄養補助剤、シジミエキス等の商品 について使用した場合、「洄瀾」は花蓮の旧名で、出願人の住所が花 蓮であることから、「洄瀾」は商品の産地を表示するものである;「麦 飯石」の学名は「斑状安山岩」といい、浄水作用がある。又「黄金蜆精」とは黄金蜆から抽出したシジミエキスを指し、「麦飯石黄金蜆精」は「麦飯石」で濾過した水を飲んだ蜆から抽出したシジミエキスを表示するものである;「洄瀾」と「麦飯石黄金蜆精」はいずれも指定商品を表示するものであり、商標の背景にある図形も蜆の実物に基づいて描かれた図形であり、前述の文字と図形との結合が消費者に与える印象はやはり指定商品の関連説明で、出所識別標識として用いられているものではなく、商標全体は識別性を有さないので、出願人が「麦飯石黄金蜆精」について権利不要求を声明しても、拒絶査定となった。

72%

SOAP SHOP

手工皂坊

化粧石鹸、ベビーソープ、ボディーソープ、ハンドソープ等の商品について使用した場合、72%は石鹸に含まれている油脂成分の標示であり、「SOAP SHOP」はせっけんショップという意味で、「手工包坊」を指定商品について使用した場合、これら商品の提供者が商標権者であるという意味を表し、「72%」、「SOAP SHOP」と「手工包坊」はいずれも識別性を有さないものであり、又リスト様式によって表記されているので、商標全体は識別性を有さず、前述の説明的な文字について権利不要求しても、登録を受けることができない。

5.2 商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認誤信させるおそれ がある事項

商標に商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認、誤信させるおそれのある事項が含まれている場合は、たとえ出願人がこれについて権利不要求を声明しても、消費者が当該商標に接した後、誤認、誤信することもあり得るので、権利不要求による登録を取得することはできない。

登録拒絕事例:



米、小麦、オートミール、西貢米、胚芽米等の商品について使用した場合、金賞は最上位の入賞という意味であり、指定商品について使用されると、消費者に当該商品が賞を受賞したものであり、又は当該商品が受賞を通じて品質を認められたものであると誤認、誤信させるおそれがあるので、拒絶査定となった。



漢方薬、西洋薬品、総合ビタミン剤、臨床試験用製剤等の商品について使用した場合、商標図案における「SWISS GUARANTEE SYSTEM」はスイス品質保障制度という意味であり、指定商品について使用されると、消費者に当該商品の品質がスイス品質保証制度によって確認されたものであると誤認、誤信させるおそれがあるので、拒絶査定となった。

もし商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認、誤信させる おそれのある部分を削除することが商標の実質的な変更を構成しないときは、 出願人が当該部分を削除することを条件として、その登録を認めることができ る。例えば、出願人が有機という名称を使用して販売し、並びに有機農産物/ 農産加工品又はその小売りを指定するには、その販売する商品が行政院農業委 員会の認可を受けた検証機構の検証に合格していることを証明しなければな らず(輸入農産物、農産加工品については、国際有機認定を取得していても農 業委員会の審査を受けなければならない)、そうしてはじめて商標図案に"有 機"という文字を使用することができる。又、指定商品又は役務は必ずナノ化 されたもの又はナノ化の役務の提供に限り、例えば、ナノ化された化粧品、ナ ノ化された反物についてはじめて、商標図案中に「奈米」という文字を使用す ることができる。もし出願人はその商品が検証機構の「有機」認証を受けてい ることを立証できない、又は指定商品又は役務がナノ化関連のものに限定され ないときは、「有機」、「奈米」という文字を削除しても商標の実質的な変更 を構成しない状況下で(商 23)、削除した後にはじめて登録を認めることが できる;もし商標構成中の文字を削除することで商標の実質的な変更があった 場合、当該商標の出願を拒絶すべきである。

登録拒絶事例:



農産物の小売り、食品の小売り、飲料の小売り等の役務について使用した場合、商標図案における"就是有機"及び"just organic"という文字は消費者に前述の役務が提供するのは有機商品であるという

印象を与えているが、出願人はその販売する商品が行政院農業委員会の認可を受けた検証機構の検証に合格していることを証明できないので、その出願に係る商標図案は前述の役務が提供する商品の性質、品質について公衆に誤認、誤信させるおそれがある。又、"就是有機"は「有機」性質を強調する用語であり、"just organic"はその英訳であり、"有機"と"organic"という文字を削除した商標が伝えようとする商業イメージは元々の商標とは異なり、これらの文字を削除することで商標に実質的な変更があったので、拒絶査定となった。



有機新鮮果物野菜、有機新鮮マッシュルーム等の商品について使用した場合、出願人の商品は行政院農業委員会の認可を受けた検証機構の検証に合格しておらず、商標図案に「有機蔬菜」又は「ORGANIC FARN PRODUCE」という文字を使用すれば、商品の性質又は品質について関係消費者に誤認、誤信させるおそれがある。前述の文字は単なる性質を表示するものであり、商標を構成する他の部分との結合が一体不可分的のものにはならないので、その部分を削除しても、商標の実質的な変更を構成しないが、出願人が文字の削除に同意しなかったので、拒絶査定となった。



NanoNature

顔料、紡績工業用染料、ペンキ、セメントペイント等の商品について使用した場合、指定商品はナノ化されたものに限定されず、又「奈米」及びその英文字「Nano」を削除した後、商標図案に残った「天然」と「Nature」という文字は商品を表示するものであり、商標全体は識別性を有さないので、拒絶査定となった。

5.3 単なる情報事項

一般の商習慣では、商品、包装容器又は役務の提供に用いる物件には商標のほかに、製造、代理又は販売者の電話番号、ファックス番号、住所、商品注

文情報、成分表示、重量(内容量)、製造年月日、栄養成分表及びその他の単なる情報事項も表示されている。これは法令規定又は販促ニーズに応じて商品に付している表示であり、消費者の心に残る商業イメージの商標の一部にならないので、商標図案の構成内容に属さず、且つ当該単なる情報事項が商標図案を複雑にし、行政作業データベースの構築の不便さを助長させることもあり得るので、削除した後にはじめて登録を認めることができる。

その他、®と TM マークも商標図案に属しない単なる情報事項であり、®は登録商標を意味し、一般的に登録商標の右上に付し、商標が既に登録を取得したことを表示するために用いられ、商標が登録を取得した後にはじめて表示することができるのに対し、TM は「商標」を意味し、表示する者がその主観において、特定の標識を商標として使用する意思があることを表し、登録商標又は登録されていない商標の右上に付けられることも多いようである。®とTM はそれぞれ登録済み及び登録済み/いまだ登録されていない商標を表示するために用いられるものであり、それ自体は商標の一部ではないので、それを削除した後にはじめて登録を受けることができる。

出願事例:



ys-at-Law

黒豆、キムチ、豆乳、肉類及び肉類製品について使用した場合、商標図案の左下にある代理人の情報、電話番号、ファックス番号、住所、及び右下にある品名、成分、重量、保存期限、賞味期限、保存方法と栄養表示等は商品の単なる情報事項に属するので、削除すべきである。



を台湾風生春巻き、生春巻きの皮、コーヒ

一飲料、紅茶飲料等の商品について使用した場合、「潤餅」は一部の 指定商品の通用名称であるから、権利不要求を要しない;®は登録商 標のマークであって単なる情報事項であるので、それを削除した後にはじめて登録を受けることができる。従って、出願人が®を削除した



後の商標図案

を提出したため、登録を許可した。

6.声明形式

以前は権利不要求の声明形式は「不専用の事項」は専用権の範囲には入らないとなっていた。しかし、商標登録とは全体として識別性を有する商標について権利を取得することであり、商標図案中の単独で登録できない部分について権利を取得するわけではなく、又「専用権の範囲に入らない」という用語は商標図案中の権利不要求すべき部分、即ち当該登録商標における商標権を取得していない部分を十分に表現することはできないので、商標権者及び第三人に権利不要求の記載内容を理解させるために、本基準では声明形式を本件商標は「不専用の文字」文字/「不専用の図形」について商標権を主張しないとする。一方、複数の権利不要求すべき事項、古体/簡体字による中国語及び外国文字、複雑な背景における文字/図形に関する声明形式について、次の事例に掲げる事項を遵守するものとする:

6.1 権利不要求すべき事項が複数ある場合の声明形式

商標図案に権利不要求すべき事項が複数ある場合は、それぞれの権利不要 求すべき事項の内容を明確にするため、それぞれの不専用の事項を読点で区切 らなければならない。例えば、権利不要求すべき事項が3つある場合は、声明 形式:本件商標は「不専用の事項1」、「不専用の事項2」、「不専用の事項3」 について商標権を主張しない。

登録許可事例:



キムチ、きゅうりの漬物、塩生姜、漬物商品について使用した場合、「曾」は氏姓で、デザイン化されたものであるが、元の文字を認識することができるので、「曾」と「JUST FOOD」を併せて権利不要求

すべきである。声明形式:本件商標は「曾」、「JUST FOOD」の文字について商標権を主張しない。

五感覺醒

楽園美肌

SLOW LIFE BLOW SKINCARE

化粧品、人体用洗剤、香料、お茶の入浴剤等の商品について使用した場合、「五感覺醒」及び「SLOW LIFE SLOW SKINCARE」について権利不要求すべきである。声明形式:本件商標は「五感覺醒」、「SLOW LIFE SLOW SKINCARE」の文字について商標権を主張しない。

6.2 特定の類別又は商品/役務の一部のみにつき権利不要求すべき場合の声 明形式

商標中の特定事項が識別性を有するか否かは、指定商品又は役務とを併せて観察しないと判断できず、且つ商標における説明的な又は識別性を有さないその他の事項は出願人の使用により、特定の類別又は商品/役務の一部において識別性が生じる可能性もある。従って、商標図案中の特定事項が類別の一部又は商品/役務の一部のみにおいて識別性を有さず、且つ商標権の範囲について疑義が生じるおそれのある状況に属する場合、特定の類別又は商品/役務について権利不要求することができる。声明形式:本件商標は「不専用の文字」/「不専用の図形」について特定の類別(商品/役務)における商標権を主張しない。

登録許可事例:

● 「度小月東坡」を第 29 類「ゼリー、仙草ゼリー、イチジクゼリー、お茶ゼリー、干し肉、肉フロス、肉脯、肉鬆、ミートソース、肉みそ」等の商品について使用する。蘇軾は東坡居士と号し、北宋の著名な文学者であり料理に精通する美食家でもあり、「人は竹がないと俗っぽくなり、肉がないと痩せる」と言ったことがあり、「東坡肉」はその「少しの水でゆっくりと煮込み、火加減が上手くいけば自然と美味しくなる」という料理経験から生まれた杭州の名物料理である。「東坡」を肉類商品について使用した場合、説明的な文字に該当するものであるから、声明形式:本件商標は「東坡」の文字について「干し肉、肉フロス、肉脯、肉鬆、ミートソース、肉みそ」における商標権を主張しない。

6.3 商標図案の大部分が識別性を有さない場合の声明形式

商品の商業デザインは消費者に与える全体的な視覚イメージであるから、

これを登録出願した場合、商標図案全体は一定の商業イメージを伝えているが、通常、商標図案の大部分は識別性を有さない文字又は図形であり、識別性を有する部分の占める割合は極めて小さいものであるので、権利不要求の声明形式を簡潔にし、商標の権利範囲を明確に表示するため、声明形式を本件商標は「識別性のある事項」以外の文字(図形)について商標権を主張しないとする。

登録許可事例:



植物用微量元素肥料、液体肥料、微生物土壌改良剤等の商品について使用した場合、商標図案は識別性を有さない背景図形及び「高科技微生物再生剤創造新台灣農業奇蹟」という説明的な文字を含むものであるから、声明形式:本件商標は「農作發」以外の文字、図形について商標権を主張しない。



ビール商品について使用した場合、声明形式:本件商標は「HEINEKEN」以外の文字について商標権を主張しない。



化粧品、乳液、スキンローション、パックマスク等の商品について使用した場合、声明形式:本件商標は「Hisamitsu」、「Lifecella」以外の文字、図形について商標権を主張しない。



チョコレート商品について使用した場合、声明形式:本件商標は「meiji」以外の文字、図形について商標権を主張しない。



酢、黒酢、白酢、調味用果実酢、調味ソース等の商品について使用した場合、声明形式:本件商標は「仁吉」以外の図形について商標権を主張しない。

6.4 古字及び簡体字による中国語の声明形式

商標図案は古体又は簡体字の中国語による識別性を有さない文字を含むものであり、もし商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある場合、権利不要求をすべきであり、声明形式:本件商標は「不専用の中国語(古体字/簡体字)」について商標権を主張しない。権利不要求すべき文字において簡体字と繁体字の字体が同じであるとき、それは簡体字の中国語に属するものであるから、複雑になるのを回避するため、それを簡体字とみなし、前述の声明形式に準じて処理する。

登録許可事例:



漢方薬、西洋薬品、栄養補助品等の商品について使用した場合、声明 形式:本件商標は「天然健康素」、「薬(古体字)」の文字について商 標権を主張しない。

差 易方达基金

持信 抱朴 存谱 潜修

金融の分析、資本投資、金融コンサルタント、貯蓄銀行、金融の評価等の役務について使用した場合、「基金」は役務の内容でよく見かける文字であるから、権利不要求を要しない。「持信 抱樸 存諧 潛修」は識別性を有さないスローガンであるから、声明形式:本件商標は「持信 抱樸 存諧 潛修(簡体字)」の文字について商標権を主張しない。



漢方薬材、草薬、薬用酒、漢方薬、人体用薬品等の商品について使用 した場合、スローガンである「寸金豊止寸光陰」について権利不要求 すべきである。声明形式:本件商標は「寸金豊止寸光陰(簡体字)」 の文字について商標権を主張しない。

6.5 外国文字の声明形式

商標図案には識別性を有さない文字が含まれており、且つ商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある場合、当該外国語について権利不要求すべきである。国民及び競争同業者の外国語に対する理解度及びコンピュータシステムにおける入力法の制限を考慮したうえで、言語別に声明形式を次の通り説明する:

英語は国民に普及し熟知されている言語であるから、中国語に訳さなくても、同業者の理解を妨げることなく、且つ当局のコンピュータシステムに英語入力法が装備されているので、直接、英語について権利不要求を声明すればよく、中国語に訳す必要はない。その声明形式:本件商標は「不専用の英語」の文字について商標権を主張しない。

英語以外の外国語はまだ国民に広く理解されていないので、もし当局のコンピュータシステムに入力できる言語、例えば日本語の場合、声明形式:本件商標は「不専用の外国語(言語:中国語訳)」について商標権を主張しない;もし当局のコンピュータシステムに入力できない言語、例えば韓国語、アラビア語の場合、声明形式:本件商標は「中国語訳(言語)」について商標権を主張しない。

登録許可事例:



シリアル、パン、ビスケット、ケーキ等の商品について使用した場合、「BAKERY DELIGHT」は菓子類という意味で、指定商品を表示するものであり、且つ同業及び公衆が指定商品を表示するものとしてよ

く使用しているので、権利不要求を要しない;スローガンである「A WHOLE NEW FOOD SHOPPING EXPERIENCE」は全く新しい食品購買体験を意味するものであるから、権利不要求すべきである。声明形式:本件商標は「A WHOLE NEW FOOD SHOPPING EXPERIENCE」の文字について商標権を主張しない。



寝具、布団、シーツ等の商品について使用した場合、スローガンである「楽しいワークライフをお約束いたします」は「楽しいワークライフをお約束いたします」を意味するものであるから、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「楽しいワークライフをお約束いたします」(日本語:想要約定快楽的工作人生)の文字について商標権を主張しない。

caldea 🙈

Donde el agua es vida.

マッサージ、アロマセラピー、健康温泉浴場等の役務について使用した場合、スローガンである「DONDE EL AGUA ES VIDA」はスペイン語で、「水あるところに命あり」を意味するものであるから、権利不要求をすべきである。声明形式:本件商標は「DONDE EL AGUA ES VIDA(スペイン語:有水的地方就有生命)」の文字について商標権を主張しない。



궁중비책

乳児用食品、乳児用食品(乳児用クリーム状小麦粉を除く)、乳児用クリーム状小麦粉等の商品について使用した場合、声明形式:本件商標は「Oriental Formula for Babies」、「皇家秘傳(韓国語)」の文字について商標権を主張しない。

7.その他の事項

7.1 権利不要求の通知を受けたが期限内に応答しない場合

商標図案に識別性を有さない部分が含まれており、商標権の範囲について 疑義が生じるおそれのある状況に属する場合、法により権利不要求をしなけれ ばならず、出願人が当該部分について権利不要求を声明した後にはじめて登録 を受けることができる。従って、出願人が拒絶理由通知書を受け取った後、所 定の期限内に権利不要求の声明に同意するか否かについて応答しなかった場 合、出願人は当該部分が識別性を有すると思い、専用権を主張しようとする可 能性があるので、当局はその登録を拒絶する;もし出願人は不服であれば、当 該部分が識別性を有するか否かについては、行政救済による最終確定結果によ って判断すべきである。

7.2 登録商標で権利不要求していない文字が、後願の出願時に識別性を有さない文字として認められたときの処理方式

商標図案に含まれている事項が識別性を有するか否かは、審査時を判断時 点とする。後から出願された商標登録出願案が既に商標登録されている文字を 商標図案の一部とし、且つ先行出願時には当該文字が識別性を有さないという 理由で権利不要求していなくても、後願の審査時の客観的な事実証拠によれば、 当該文字は確かに説明的、通用名称又はその他の識別性を有さないものである と認められ、又は当該文字は後願では他の文字と結合して使用することで当該 文字自体が商標図案の主要な識別部分でなく、商品又は役務の関連説明にすぎ ず、且つ後願商標が関係消費者に混同誤認させるおそれが無いと認められる時 は、登録を受けることができる。商標権者又は第三者は、単に前案では登録を 認められている、又は権利不要求をしていないという事実のみを以って争うこ とはできない。然しながら、当該部分は先の登録商標に含まれており、権利不 要求をしていないが、後願では商標登録されている場合、当該部分が関係消費 者に混同誤認させるおそれがあるとして拒絶されない理由が不明確であるの で、先願の商標権者は、識別性を有さない当該文字が他人の使用を排除する権 利を有すると思う可能性があり、且つ後願の商標権者及びその他の競争同業者 は当該部分が識別性を有さないことを理解していないこともあり得るので、後 顧商標中の関連文字が識別性を有さないことをより明確に表示するため、後願 の商標権者は当該部分について権利不要求を声明すべきであり、そうしてはじ めて登録を取得することができる。

例えば、「好幫手」は流し台、ガステーブル、ドリンクマシン、ストーブ

等を指定商品として 2001 年 1 月 16 日に登録されたものである。 は流し台、自動湯沸し装置、ドリンクマシン、ストーブ等を指定商品として

2007 年 6 月 27 日に登録出願されたものであり、商標図案には「好幫手」を含み、前述した「好幫手」登録商標と同一又は類似の商品を指定するものであるが、「居家好幫手」を指定商品に使用した場合、当該商品により日常生活をより快適にできるという意味を表し、指定商品の効用を表示するものであり、後願商標は関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがないので、登録を取得することができる。然しながら、「居家好幫手」は識別性を有さないことをより明確に表示するため、これについて権利不要求を声明すべきであり、そうしてはじめて登録が認められる。

「省電達人」は節電器、省エネルギー機器、スイッチ、変圧器等を指定商品として 2006 年 5 月 1 日に登録されたものである。「達人」は日本で専門家を意味する用語であり、その後、国民による大量使用を経て、2008 年に電動



泡立て器、電動果実皮むき機、衣類洗濯機等を指定商品として 省電の達人 を 登録出願したところ、一般の人は「省電の達人」が「節電の専門家」の意味で あると理解し、指定商品が節電機能を搭載したものであることを表示するもの であり、後願商標は関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがないので、 登録を取得することができる。然しながら、「省電の達人」が識別性を有さな いことをより明確に表示するため、これについて権利不要求を声明すべきであ り、そうしてはじめて登録が認められる。

7.3 権利不要求後に使用により識別性を取得した場合

説明的又はその他の識別性を有さない部分は前案では権利不要求の声明を経て登録を取得した。その後、当該部分は使用により識別性を取得し、商標権者が別件で商標又は商標の一部として出願するときは、後天的識別性に関する規定により登録を受けることができ(商 $29 \, \mathrm{II}$)又は当該部分について権利不要求の声明が不要であり、前案における権利不要求に拘束されないものとする。

A DIAMOND IS FOREVER

例えば、 DE BEERS をダイヤモンド、宝石、宝石で装飾された時計等の商品に使用した場合、「A DIAMOND IS FOREVER」はダイヤモンドは永遠の輝きを意味し、商品の説明的な広告用語であり、当該スローガンは権利不要求の声明により、2001 年に商標登録を取得した。その後、当該商標が市場で大量に使用されたことにより、「A DIAMOND IS FOREVER」は後天的識別性を取得し、後願の A DIAMOND IS FOREVER \Diamond が宝石及びその模造品、

時計類製品等を指定商品として出願したところ、権利不要求の声明は不要になった。

7.4 商標中の識別性を有する部分につき権利不要求してはならない

商標中の識別性を有する部分は出所を表示し区別する機能を有するものであるので、一般論で言えば、出願人が当該部分について権利不要求を声明することは無いはずであるが、出願人が識別性を有する部分について権利不要求した場合は、その理由を説明するよう出願人に要求することができる。もし当該声明は出願人の誤った認知で行われたものであれば、権利不要求の必要性がないことを通知すべきであり、出願人は当該声明の意思表示を取り消すことができる。

実務上、出願人が登録を取得するために、商標図案に登録済み又は先に出願された商標と同一又は類似の識別性を有する部分について権利不要求を声明したという事例があるが、当該部分が商標図案に存在している以上、消費者に混同誤認のおそれを生じさせることは回避できないので、出願人は商標図案における先行商標と類似の識別性を有する部分について権利不要求を声明することにより登録を取得することはできない。

7.5 商標権の範囲について疑義が生じるおそれのない部分は出願人が権利不 要求を声明しても、これを公告しない

権利不要求の声明という制度の目的は商標の権利範囲を明確にすることなので、商標図案に含まれる識別性を有さない部分が商標権の範囲について疑義が生じるおそれのある状況に属するときはじめて権利不要求をしなければならない。識別性を有さない部分が商標権の範囲について疑義が生じるおそれがないときは、権利不要求を要しない。出願人が当該部分について権利不要求をすることは法的に許されないものではないが、「商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある」に対する外界の判断によるトラブルを回避するために、当該部分を商標公報に公告しないものとする。

7.6 混同誤認のおそれについての判断は全体的に観察すべきである

商標混同誤認のおそれの判断は消費者の角度から観察するものであり、又商品又は役務の関連消費者の目に映るのは商標全体の態様であって、各部分に分かれて映るわけではないので、商標間に混同誤認のおそれがあるか否かについて商標類似を判断する時は、商標図案を全体的に観察すべきである。商標図案中の識別性を有さない部分が商標権の範囲について疑義が生じるおそれがあるとして権利不要求を声明したものであるか、又は疑義が生じるおそれがないとして権利不要求を声明しないものであるかにかかわらず、それ自体は商品又は役務を識別する部分ではないが、商標を全体的に比較対照する時、商標が

類似するか否かについての判断に影響を及ぼすこともあり得る。

例えば をローラー、円筒形の回転物 (機械部品)等の商品について使用した場合、商標図案中の「ROLLER」は機械に用いられるローラー、ロールを意味し、前述商品の通用名称であるので、権利不要求する必要な



く登録を取得することができた。後願のKINGROLLはローラー、円筒形の回転物、円筒形の回転物(機械部品)等を指定商品として出願したところ、全体的に観察すると、「KING ROLLER」と「KINGROLL」はそれぞれ両商標の重要な識別部分であっていずれも「KINGROLL」文字を含むものであり、「ER」の有無という差異があるが、その外観及び呼称における差異が僅かであるから、類似の商標に属し、且ついずれもローラー、円筒形の回転物等の類似商品に使用した場合、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるので、前案の「ROLLER」は識別性を有さないものであるが、後願商標の登録はやはり拒絶された。

Attorneys-at-Law